

海岸環境整備事業

1. 事業の目的

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため海岸環境の整備を行い、併せて豊かで潤いのある快適な海岸利用の向上に資することを目的とする。

2. 事業概要

周辺のレクリエーション施設等と併せて総合的なレクリエーション機能を発揮し、海岸利用の増進に資するため、離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、便所、水飲場、進入路、駐車場、遊歩道、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良又は汚染の著しい海域のヘドロ等の除去等の事業を行う。

3. 採択要件

- (1) 周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、より総合的なレクリエーション機能を発揮させるための事業で総事業費が10,000万円以上のもの
- (2) 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が10,000万円以上のもの
- (3) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が10,000万円以上のもの
国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設若しくは改良を行う海岸
国立公園内等の利用・景観への配慮若しくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸
- (4) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上のもの
階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの
海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの
- (5) ヘドロ等の除去等の事業
汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が10,000万円以上のもの
海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上のもの

4. 事業実施主体

地方公共団体

5. 補助率

1 / 3

6. 平成19年度概算決定額

312,000千円(416,500)千円